

令和6年第2回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
令和6年8月30日（金）
開会 午後3時
閉会 午後4時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂2
- 3 出席委員
水津 功、菅井 径世、坂田 豊樹、前田 慎次、市原 誠二、片渕 卓三、
谷口 武司、安田 吉宏、山下 幹雄、田中 光美、河口 美智子、相羽 かよ子
12名
- 4 欠席委員
1名
- 5 傍聴者数
1名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 伊藤 秀記、都市整備部主幹 堤 史尚、
都市計画課長 望月 滋之、都市計画課係長 小菅 匡範、
都市計画課主査 菱田 和明
- 7 議題等
報告事項
第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について
- 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	皆様、大変お待たせいたしました。 定刻となりましたので、只今から令和6年第2回尾張旭市都市計画審議会を始めさせていただきます。 私は、都市整備部長の伊藤と申します。 それでは、着座にて失礼いたします。 本日の会議は、任期満了に伴う委員の改選後、初めての会議でございますので、次第にありますとおり、本会議の会長を選任するまで、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、開催にあたりまして、柴田市長より挨拶を申し上げます。
市長	皆さんこんにちは。市長の柴田でございます。 本日は、都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆様には平素から、市政運営に御理解、御協力を賜っており、重ねて御礼申し上げます。 さて、本市は、この4月からスタートした第六次総合計画において、めざすまちの未来像を「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」と掲げました。 また、都市計画に関しましては、めざすまちの未来像を実現する

	ための、主に都市基盤分野におけるまちづくりの方向性を示す、次期都市計画マスタープランの策定を進めているところです。 本審議会につきましては、都市計画法の規定に基づき、都市計画に関する事項について、調査・審議することを目的としております。 皆様におかれましては、公私ともに御多忙とは存じますが、本市のまちづくりの要として、幅広い観点から、調査・審議いただくとともに、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。 結びに、委員の皆様の御健勝と御多幸を祈念し、挨拶とさせていただきます。 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (都市整備部長)	ありがとうございました。 ここで、市長は他の公務がございますので、これをもって退席させていただきます。 それでは、会議を進行させていただきます。 本日の会議は、概ね2時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 まず、本日の配布資料の確認等の連絡事項について、事務局よりお願いします。
事務局 (都市計画課長)	都市計画課長の望月と申します。よろしくお願いいたします。 私から2点、御連絡をさせていただきます。 まず1点目は、会議の公開についてです。 本市では、開かれた市政を実現することを目的として、会議公開制度を導入しております。会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページ等でお知らせし、希望される方については、会議を傍聴していただくもので、会議録等の資料も公開いたします。本会議につきましても公開の対象となっておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。 次に2点目は、資料の確認です。 事前にお配りした資料として、令和6年第2回尾張旭市都市計画審議会の「次第」、資料1「尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」、資料2「市民アンケートの実施結果について」、資料3「基礎的調査の結果等について」、資料4「社会潮流について」、資料5「尾張旭市の特徴とまちづくりの課題について」、参考資料1「市民アンケート結果報告書」、参考資料2「基礎的調査報告書」です。 また、本日机上に配布しました資料として、参考資料3「尾張旭市都市計画審議会委員名簿及び出席者名簿」、参考資料4「事務局出席者名簿」、参考資料5「尾張旭市都市計画審議会条例」、参考資料6「尾張旭市都市計画審議会運営規程」、参考資料7「令和6年第2回尾張旭市都市計画審議会配席図」です。 以上、非常に多くの資料を配布しておりますが、不足している資料はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。

	事務局からの連絡事項は、以上となります。
事務局 (都市整備部長)	それでは次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。 事務局よりお願いします。
事務局 (都市計画課長)	それでは、お手元の資料のうち、参考資料3「尾張旭市都市計画審議会委員名簿及び出席者名簿」を御覧ください。 また、参考資料7「令和6年第2回尾張旭市都市計画審議会配席図」も併せて御覧いただければと思います。 まず、名簿の一番左の列、任命区分欄の上から、「学識経験のある者」として就任された委員について、御紹介させていただきます。 水津 功委員です。 菅井 径世委員です。 坂田 豊樹委員です。 櫻井 由典委員です。なお、櫻井委員は、本日御都合により、御欠席の連絡をいただいております。 次に、任命区分欄の上から5行目、「関係行政機関の職員」として就任された委員について、御紹介させていただきます。 前田 慎次委員です。 次に、任命区分欄の上から6行目以降、「市議会の議員」の方々について、御紹介させていただきます。 市原 誠二委員です。 片渕 卓三委員です。 谷口 武司委員です。 安田 吉宏委員です。 山下 幹雄委員です。 次に、任命区分欄の下から3行目以降、「住民の代表」として就任された委員について、御紹介させていただきます。 田中 光美委員です。 河口 美智子委員です。 相羽 かよ子委員です。 なお、委員13名のうち、12名の方に御出席をいただいております。尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ております。これにより、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本日出席しております、私ども事務局の職員につきましては、お時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ入りますが参考資料4「事務局出席者名簿」にて、御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (都市整備部長)	それでは、次第の2「会長選出」に入ります。 事務局から説明願います。

事 務 局 (都市計画課長)	それでは、会議次第の２「会長の選出」について、御説明させていただきます。 参考資料５「尾張旭市都市計画審議会条例」、そして参考資料６「尾張旭市都市計画審議会運営規程」を併せて御覧ください。 審議会の会長につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第６条第１項の規定により、「審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき、任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。」とされており、その方法は、同運営規程第２条第１項において「会長の選挙は、無記名投票で」、そして、同条第３項において「審議会は、委員中に異議がないときは、第１項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。 このように、選出方法として無記名投票と指名推薦の２通りありますので、まずは選出方法を決める必要がございます。 説明は、以上でございます。
事 務 局 (都市整備部長)	事務局からの説明のとおり、まず、選出方法につきまして、無記名投票と指名推薦の２通りの方法がありますが、いかがでしょうか。
菅 井 委 員	はい。
事 務 局 (都市整備部長)	菅井委員、発言をお願いします。
菅 井 委 員	従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当かと思えます。
事 務 局 (都市整備部長)	今、菅井委員から従来から指名推薦で行われているため、今回も指名推薦が適当ではと御意見がございましたが、他に御意見はございませんか。 (委員「異議なし」の声) 御意見もないようですので、選出の方法は指名推薦によることにいたします。 それでは、学識経験のある者として任命されています、水津委員、菅井委員、坂田委員そして櫻井委員の４名の中から指名をお願いいたします。
菅 井 委 員	はい。
事 務 局 (都市整備部長)	菅井委員、発言をお願いします。
菅 井 委 員	会長には、水津委員が適任かと思えます。 水津委員は、前任期でも会長を務められており、尾張旭市行政についても深く関わっておられるため、適任かと思えます。
事 務 局 (都市整備部長)	菅井委員から、会長には水津委員が適任ではないかと御発言がありました。他に御意見はございませんか。 (委員「異議なし」の声) 御意見もないようですので、水津委員を会長に選出することに決

	定いたします。 以後の会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、本審議会の会長であります、水津委員にお願いしたいと思います。 大変お手数ですが、水津会長は会長席へ移動をお願いします。 それでは、会長に選出された水津委員より一言、頂戴するとともに、以後の進行をお願いいたします。
議長	ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました水津でございます。会長の職を務めたいと思いますのでお願いします。 ここからは、着座にて進めさせていただきます。 なお、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということです。以後の進行は私が行わせていただきます。 それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。 会議次第の3「会長の職務代理者の指名」について、事務局から説明願います。
事務局 (都市計画課長)	事務局より、会議次第の3「会長の職務代理者の指名」について、御説明させていただきます。 会長の職務代理者につきましては、都市計画審議会条例第6条第3項の規定により「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。」こととなっております。 このため、先程の会長の選出と同様に学識経験者の委員の方から、会長に指名いただくようお願いいたします。 説明は以上でございます。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名することですので、菅井委員にお願いしたいと思います。 菅井委員よろしくをお願いいたします。 続きまして、会議次第の4「議事録署名者の指名」に移りたいと思います。 事務局から説明願います。
事務局 (都市計画課長)	それでは、会議次第の4「議事録署名者の指名」について、御説明させていただきます。 議事録につきましては、都市計画審議会運営規程第10条により「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名すること」になっております。 このため、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。 説明は以上でございます。
議長	それでは、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。 本日の議事録署名者には、市原委員と、田中委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、本日は審議事項がございませんので、会議次第の5

	「報告事項」に移りたいと思います。 事務局から説明願います。
事務局 (担当)	それでは、事務局より、報告事項「第三次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について」説明させていただきます。 今回、説明させていただく内容は全部で5点あり、資料及び情報量が膨大となり、会議時間も限られていることから、一部省略し、説明させていただきます。 まずは、資料1「尾張旭市都市計画マスタープランの策定について」、御説明します。 2ページは、都市計画マスタープランの位置付けとなります。 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が主体となって、市民の意思を反映しつつ、概ね20年の中長期を見据えた将来像を定める都市計画に関する基本的な方針です。市の最上位計画である尾張旭市第六次総合計画や県が広域的見地から、本市を含む都市計画区域の将来像を明確にした名古屋都市計画区域マスタープランに即し、策定するものです。 3ページのとおり、計画期間については、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の目標を示すため、上位計画である尾張旭市第六次総合計画の計画期間と合わせ、目標年次を令和17年とします。 4ページは、策定体制となっております。 策定にあたっては、外部組織である策定検討会議と、庁内組織である庁内策定部会を設置します。事務局である都市計画課及び庁内策定部会により、検討された計画案について、策定検討会議から御意見やアドバイスを頂戴しながら、策定を進めていきます。 5ページは、全体の策定スケジュールとなります。 令和6年度中に、全体構想、地域別構想、実現方策の検討を庁内策定部会、策定検討会議、市民ワークショップを実施しながら進めていき、令和7年度からは、それらをもとに、素案の調整をしていきます。庁内策定部会で検討された内容を、策定検討会議に諮り、適宜、都市計画審議会に報告を行います。 6ページは、策定の手順となります。 左側は都市計画マスタープランの構成案であり、右側は、策定検討会議の検討事項の案となっております。 本日は、8月7日に開催した策定検討会議での検討事項までの報告となります。 7ページ以降は、尾張旭市第六次総合計画についてです。 第六次総合計画では、めざすまちの未来像を「幸せつむぐ笑顔あふれる尾張旭」とし、8ページに記載のとおり、まちづくりを進めるうえでの4つの基本方針を掲げています。9ページに記載のとおり次期都市計画マスタープランの検討にあたっては、第六次総合計画に掲げる「めざすまちの未来像」を実現するため、都市基盤分野の基本目標である「質の高い暮らしを支えるまち」の達成を意識し

検討を進めてまいります。

以上で、資料１の説明を終わります。

続きまして、資料２「市民アンケートの実施結果について」、御説明します。

この市民アンケートでは、「定住意向」や「これまでのまちづくりの評価」、「今後への期待」、「暮らしの質を高めるために必要なこと」等を調査しました。全体は参考資料１として添付しておりますので御承知おきください。

本日、御説明するものは、アンケート結果の全体のうち、主要な項目となります。

調査概要は表示のとおり３，０００人を対象に実施し、回収率は３４．７％でした。

３ページは定住意向です。

「今後も住みたい」が最も多く、次いで「分からない」が多くなっています。また、総合計画策定時のアンケート調査をみると、「住宅を建てた・購入した」、「結婚・出産」をきっかけに本市に居住する市民が多いことが分かります。

４ページは、先ほどのアンケートで「いずれ市外に転出したい」と答えた方の主な理由の分類です。

名古屋市の市民サービスに魅力を感じている旨の回答や、市内での生活に不便を感じている旨の回答が多くなっています。

５ページは、これまでのまちづくりの評価と今後への期待です。

現在の満足度は、「日常的な買物のしやすさ」が最も高く、次いで「住まいの周辺の公園」が高くなっておりました。

６ページの今後の重要度です。

「治安に対する安心感」が最も高く、次いで「日常的な買物のしやすさ」が高くなっておりました。

７ページは重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目です。

これらは、課題としてより期待される項目と捉えることができ、「自転車での移動のしやすさ」、「バスの使いやすさ」、「地震や火災に強い建物への改善」、「河川や下水の改修などによる水害対策」、「駅周辺での商業施設の確保」が挙げられます。

８ページは総合計画策定に係る市民アンケート調査における「まちづくりに対する今後の重要度」です。

「快適に移動ができる交通基盤の整備」が最も高く、次いで「安全で安定した水の供給」、「衛生的で快適な下水道の整備」が高くなっています。

９～１０ページは、小学校区別に重要度が高いにも関わらず満足度が低い項目です。

こちらは、地域の課題（地域がより期待している項目）と捉えることができます。

１１ページの表で色付けされた項目が、地域の課題です。

１２ページは、暮らしの質を高めるために必要な項目です。

「日常的な買物のしやすさ」が最も多く、次いで「治安に対する

安心感」が多くなっていました。「日常的な買物のしやすさ」や「医療や福祉施設の利用しやすさ」は、先ほどの満足度評価も高く、本市の強みとして捉えることができ、強みを伸ばすことで更なる質の向上を図ることができます。

逆に「バスの使いやすさ」や「駅周辺での商業施設の確保」は、先ほどの地域の課題で抽出されており、本市の弱みとして捉えることができ、弱みを改善することで質の向上を図ることができます。

13ページは、地域の魅力や地域への愛着についてです。

「魅力」や「愛着」「誇り」を感じること・もの、「今後も守っていききたい伝統」などの自由記述となります。「暮らしやすさ」に関する記載が最も多く、「森林公園」、「豊かな自然や農地、ため池などの水辺環境」、「城山公園」等の、みどりや水辺に関する記載が上位に多く含まれております。

また、「棒の手」や「祭り」、「人とのつながりや市民交流・イベント」等、オープンスペースを活用して行われる文化活動やイベントに関する記載も上位に含まれています。

なお、14ページの総合計画策定に係る市民アンケート調査における同様のアンケートでは、「森林公園」、「桜」、「維摩池」、「城山公園」等の、自然や緑に関する回答が多くなっています。

15～16ページは、地域の魅力や地域の愛着を小学校区別に集計したものです。

各地域は、その地域周辺の固有の地域資源に愛着を持っていることが分かります。また、「暮らしやすさ」を回答する地域も多いことが分かります。

17ページは、10～20年後における地域の将来の姿についてです。

「誰もが移動しやすいまち」が最も多く、次いで「子どもを安心して育てられるまち」、「静かで落ち着いた暮らしができるまち」が多くなっております。

なお、18ページの総合計画策定に係る市民アンケート調査における同様のアンケートでは、「鉄道やバスなどの公共交通網が整備された利便性の高いまち」が最も多く、次いで「健康でいきいきと暮らせるまち」が多くなっています。双方のアンケートにおいて、快適な移動や交通利便性の向上を求める結果となっています。

19～20ページは、地域の将来の姿を小学校区別に集計したものです。

「誰もが移動しやすいまち」は、渋川、本地原、白鳳小学校区で回答数が最も多く、他の小学校においても、上位4項目に含まれています。「子どもを安心して育てられるまち」は、旭、東栄小学校区で回答数が最も多く、他の小学校においても、上位4項目に含まれています。「静かで落ち着いた暮らしができるまち」は、東栄、城山、瑞鳳、旭丘小学校で回答数が最も多く、他の小学校区においても、上位5項目に含まれています。「災害の心配が少ないまち」は、三郷小学校区で回答数が最も多く、他の小学校区においても、

	上位 6 項目に含まれています。「歩いて暮らしやすいまち」は、三郷小学校区では三番目に回答数が多く、他の小学校区においても、上位 6 項目に含まれています。 2 1 ページは、北部丘陵のあり方についてです。 「やすらぎや憩いの場として活用する」が最も多く、次いで「現状の自然環境を保全する」、「イベントで多くの人を訪れる場として活用する」が選ばれています。 2 3 ページは、アンケート調査結果のまとめです。 アンケート調査の結果の説明は以上です。 続きまして、資料 3 の「基礎的調査の結果等について」、御説明します。 基礎的調査は、尾張旭市の特徴、「強み」や「弱み、課題」を把握し、まちづくりの課題を整理するため、各種データを調査しました。 本日、御説明するものは、こちら調査結果の全体のうち、主要な項目となります。全体は参考資料 2 として添付しておりますので御承知おきください。 そして調査結果は、本市の特徴を把握しやすくするため、「住む場」、「生活利便性」、「みどり・自然環境」、「安全安心」、「にぎわい・活力」の 5 つの視点で整理することとしました。 それでは「住む場」から順に御説明します。 3 ページを御覧ください。 まず、人口・世帯動向における人口・世帯数の推移についてですが、令和 2 年の国勢調査による本市の人口は 8 3, 1 4 4 人、世帯数は 3 3, 9 7 7 世帯です。人口・世帯数ともに、ほぼ一貫して増加を続けていましたが、近年の増加率は鈍化傾向にあります。 4 ページは、年齢 3 区分別の人口動向です。 昭和 5 5 年以降、1 5 歳未満の年少人口の減少、6 5 歳以上の老年人口の増加が続いています。老年人口の増加が顕著であり、その割合は令和 2 年には約 2 6 % に達しています。生産年齢人口である 1 5 歳以上 6 5 歳未満は、平成 1 2 年をピークに減少に転じています。 5 ページは、高齢者の状況です。 三郷駅周辺や市南西部の矢田川南側の市街地の赤色で表示された地区では高齢者の増加や単身高齢者が多くなっていることが分かります。 6 ページは、自然増減人口と社会増減人口の人口動態です。 自然動態は、平成 2 8 年以降は自然減が続いており、自然減数は拡大しています。平成 1 9 年以降、社会減少の年も見られましたが、おおむね社会増加を続けています。近年では、令和 3 年は社会減となったものの、令和 4 年には再び社会増加となっています。 7 ページは、年齢 5 歳階級別・男女別動態です。 男女ともに、3 0 歳代から 4 0 歳代の子育て世代と 1 4 歳以下の子ども世代が増加しています。男女ともに、近年は 4 0 歳代の増加
--	---

が顕著です。男性は15歳から24歳までの世代の減少、女性は20歳代の減少がみられ、進学等を理由にした転出が続いているものとみられます。

8、9ページは、それぞれ将来人口の見通しです。

本市の住民基本台帳データを基にした将来人口の推計では、令和7年を人口のピークとし、令和32年までに約0.3万人減少することが見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査の結果を基にした将来人口の推計では、令和2年を人口のピークとし、令和32年までに約0.8万人減少することが見込まれています。本市の住民基本台帳データを基にした将来人口の推計に比べ、やや急な人口減少が見込まれています。

10ページは、住宅所有形態・建て方についてです。

住宅の所有形態別世帯数は、「持ち家」世帯の世帯数の増加が続いています。住宅の建て方別世帯数は、「一戸建」世帯の占める割合が高く、次いで「共同住宅」世帯の占める割合が高くなっています。

なお、11ページは、持ち家割合の県内比較ですが、本市は、愛知県平均より高くなっています。

12ページは住宅等の新築動向です。

平成29年1月～令和3年12月の建物の新築件数は2,530件で、94.4%が住居系用途です。

一方で、13ページは空き家の実態です。

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本市の空き家率は9.5%で、全国平均、愛知県平均と比べ低位です。空き家数のうち「その他の住宅」に分類される空き家の割合が高く、「その他空き家率」は4.5%と、県平均を上回っています。

14ページは、空き家の分布状況です。

空き家等実態調査による空き家の分布状況は、市街化区域内の既成市街地や昭和60年代までの土地区画整理により形成された市街地をはじめ、市全域にわたって分布しています。

15ページは、高層建築物の立地状況です。

本市の5階以上の建築物は170棟あり、住居系の用途が約87%を占め、名鉄瀬戸線沿線の市街地に多く立地しています。三郷駅周辺には、11階以上の高層建築物が立地する等、高層建築物が集中しています。

続きまして、「生活利便性」についてです。

16ページは商業施設の分布状況です。

食料品スーパーが名鉄瀬戸線各駅周辺や南部の国道363号沿道地区等に分布するほか、コンビニエンスストアやドラッグストアも市域に広く分布しており、市街化区域は商業施設の徒歩圏に含まれています。市街化調整区域においても、北部丘陵地を除き、集落地の大部分は商業施設の徒歩圏に含まれています。

17ページは、医療施設の分布状況です。

また、18ページは、福祉施設の分布状況、19ページは、子育

て支援施設の分布状況、20ページは、学校施設の分布状況です。こうした施設も広く市内に分布し、徒歩圏に含まれていることが分かります。

21ページは、都市公園の整備状況です。

都市基幹公園は総合公園1箇所、住区基幹公園では地区公園1箇所、近隣公園3箇所、街区公園62箇所が整備されています。街区公園は尾張旭駅周辺から三郷駅周辺にかけて誘致圏外のエリアがみられます。

22ページは、下水道の整備状況です。

公共下水道は、市街化区域内において順調に整備が進んでおり、令和5年度における整備率は87.6%、行政区域人口に対する普及率は88.3%となっています。

23ページは、水道管の耐震化状況です。

地震等の災害時において緊急給水を確保する機能を持つ配水池や調整池は、耐震化が完了しています。配水管全体の耐震化率は19.5%となっています。また、幹線水道管の耐震化を進めており、令和5年度末時点で耐震化率は37.8%となっています。

24ページは、鉄道・バスの状況です。

鉄道は名鉄瀬戸線が通り、印場駅・旭前駅・尾張旭駅・三郷駅の4駅が設置され、尾張旭駅と三郷駅には急行が停車し、名古屋市中心部栄町駅までは約20分で結ばれています。路線バスは、名鉄バスと名古屋市営バスが市内の一部を通り、尾張旭市営バスあさび一号は2ルートで循環運行しています。市内の主な公共施設や商業施設、病院等の生活利便施設は、鉄道駅及びバス停から500m以内の公共交通利用圏域に含まれています。

続きまして、「みどり・自然環境」です。

25ページは、自然環境についてです。

本市は市域の約15%を北部丘陵地の森林公園が占めており、都市公園や緑地、農地やため池、社寺林等の樹林地を含めた緑地は、令和2年度時点で市域の約39.7%となっています。

26ページは、緑被率の推移です。

樹林地や草地で覆われた区域の割合である緑被率は、昭和34年度では71.0%でしたが、平成15年度には24.1%、平成29年度には22.9%まで減少しています。

27ページは、農地及び森林の状況で、農地に関する法適用状況です。

矢田川北側や名鉄瀬戸線北側にはまとまった農地が存在し、農用地区域に指定されています。

また、38箇所、約4.0haの一団の生産緑地地区が広範囲に分散しています。

28ページは、森林に関する法適用状況です。

北部丘陵地は、一部に保安林が指定され、地域森林計画対象民有林が指定されています。名鉄瀬戸線の北側は広範囲に鳥獣保護区が指定され、一部には特別保護区も指定されています。

	続きまして、「安全安心」です。 ２９ページは、南海トラフ地震過去最大震度階です。 南海トラフ巨大地震の想定では、最大震度は南部地域に一部６弱の地域もありますが、おおむね５強程度と想定されています。 ３０ページの南海トラフ地震液状化危険度マップでは、矢田川沿いの低地や北部丘陵地の一部に液状化の危険度が高いと想定される区域がみられます。 ３１ページは、土砂災害、浸水・冠水想定区域と矢田川・香流川流域浸水予想図想定最大規模です。 北部丘陵地や旭前町、長坂町において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地区があります。矢田川沿いの一部の低地部では、想定最大規模の降雨が発生した場合に、１．０～３．０ｍの最大想定水深が想定される地区があります。 ３２、３３ページは、老朽建物の分布状況です。 令和２年１月時点の住宅総数３０，９３１棟のうち、耐震性があると判断されるものは２５，６５１棟、８３％で、耐震性がないと判断される住宅は５，２８０棟、１７％と推計されています。住宅の耐震化率の推移は、平成２０年時点で６９％、平成２８年時点で７４％、令和２年時点で８３％と、住宅の耐震化が進んでいます。学校教育系施設や文化・社会教育施設を中心に新耐震設計基準以前の建築物がみられます。旧耐震基準の建築物は耐震診断と耐震補強工事が進められており、大半の施設は十分な耐震性能がありますが、今後は老朽化に対する大規模改修や建替えが増加すると予想されます。 続きまして、「にぎわい・活力」です。 ３４、３５ページは、通勤・通学の状況です。 通勤流出先は名古屋市が１４，２６３人、隣接する瀬戸市が４，５４１人と多くなっており、通勤流入元についても、名古屋市が４，５３８人と最も多く、瀬戸市が３，８０１人となっています。 次ページの通学流出先は名古屋市が１，４８７人、隣接する瀬戸市が６０３人と多くなっており、通学流入元についても名古屋市が４２２人と最も多く、瀬戸市が３３２人となっています。 ３６ページは、昼夜間人口の状況です。 令和２年の本市の昼夜間比率は７９．２％です。愛知県全体では１０１．３％で流入超過になっていますが、流出超過の都市の方が多く、本市は県内でも下位から６番目と低位にあり、市民の働く場が市外にある現状が伺えます。 ３７ページは、産業構造における商業（卸・小売業）の動向です。 卸売業は、従業者数、商品販売額が平成２８年に増加しましたが、平成６年以降の傾向を見ると商店数も含めて総じて減少傾向にあります。小売業は、平成２４年に商品販売額が大きく減少していますが、商店数、従業者数、売り場面積とともに、近年は横ばいに推移しています。
--	---

	３８ページは、小売吸引力の都市比較です。 本市の小売吸引力指数は０．８５とやや低く、買物客が市外に流出していることが伺えます。 ３９ページは、産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等、従業者４人以上の推移です。 工業、製造業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向にあります。 ４０ページは、農業の動向です。 平成１２年以降、農家数は減少を続け、令和２年の農家数１７７戸のうち、販売農家は３７戸、そのうち専業農家は３戸のみとなっています。基幹的農業従事者も平成１２年の１８９人から、令和２年には４３人にまで減少しています。基礎的調査の結果については以上です。 続きまして、資料４の「社会潮流について」、御説明します。 資料４では、国等が掲げている施策等のうち、踏まえておくべき動向についてまとめております。 時間の都合上、簡単に説明をさせていただきます。 まず、１の「人口減少、高齢化の進展」については、国の総人口が今後も減少していくことが予測され、高齢化も進行します。これまでにない超高齢社会を迎えるため、将来を見据え、適切に対応していくことが求められます。 次に、２の「コンパクト・プラス・ネットワーク」についてです。 人口減少・高齢化の進展がある中において、効率的な行政サービスの提供を図るため、一定の都市機能を集約する都市のコンパクト化を進める必要があり、本市は令和４年３月に「立地適正化計画」を策定しています。 次に、３の「ニューノーマルへの対応」についてです。 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、生活様式は大きく変化し、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化していることから、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していく必要があります。 次に、４の「居心地が良く歩きたくなるまちなか」についてです。 人口減少等により、地域の活力の低下が懸念されることから、都市空間の魅力を向上させ、まちなかのにぎわいを創出するため、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し、多くの人材の交流により、地域の消費と投資、雇用を生み出し、豊かで成熟した生活を実現する「都市空間」へ再生する必要があります。 次に、５の「大規模自然災害などに対する意識の高まり」についてです。 地震や日本各地で頻発する局地的な豪雨災害等により、安全・安心な暮らしに対する関心が高まっています。今後、南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害等のリスクが存在することを念頭に
--	---

置きながら、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策が求められます。

次に、6の「水災害リスクを踏まえた防災まちづくり」についてです。

近年の水災害の激甚化や水災害リスクの増大を踏まえて、国土交通省がまとめた提言では、「まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報を充実させる」、「地域ごとに水災害リスク評価を行い、まちづくりの方向性を決定する」等の防災まちづくりを進めることが求められます。

次に、7の「環境問題の深刻化」についてです。

地球温暖化の進行は、地球規模で取り組むべき重要な課題となっています。CO₂排出量の削減等、環境負荷の低減に資する都市づくりを進め、人と自然が共生する豊かな環境を次世代に引き継ぐことが求められます。

次に、8「カーボンニュートラル」についてです。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成27年、2015年にパリ協定が採択され、世界の120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」に向けて取組を進めています。

最後に、「30by30による健全な生態系の保全・再生」についてです。

サーティ・バイ・サーティは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴール、ネイチャーポジティブに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

社会潮流については、以上です。

最後に、資料5「尾張旭市の特徴とまちづくりの課題について」、御説明します。

基礎的調査と市民アンケートの結果から、本市の特徴として、強みや弱みを整理し、そこから課題をまとめました。

まずは1の「住む場」についてです。

ページ中ほどの本市の特徴の欄、ひとつめの四角内です。

栄町に直結する名鉄瀬戸線沿線をはじめ、広い地域で土地区画整理事業により整備され、矢田川南側についても路線バスにより名古屋都心部へのアクセスが便利な住宅地が形成されている点や、市民アンケートにおいても、「暮らしやすさ」に分類される回答が最も多いことから、課題は、良好な住環境の維持・充実が必要となります。

次にその下の四角内です。

土地区画整理事業等により住宅地が供給されてきたことから、子育て世代および子ども世代の転入が顕著な点、今後も尾張旭市に住み続けたい人の割合が73.8%、いずれ市外に転出したい人の割合が4.3%となっていることから、課題は、働きながら子どもを育てやすい住環境の維持・充実、ライフスタイルに応じた多様な暮

	らし方が選択できる住環境が必要となります。 次にその下の四角内です。 高齢化率は県平均よりも高く、市街地整備の完了から時間が経過した地区や古くからある市街地では高齢者数の増加傾向が顕著であり、今後さらに高齢化が進行することで、空き家、空き地が増加し、都市のスポンジ化が進むことが懸念されることから、課題は、空き家・空き地の増加抑制や利活用、高齢化が進む地域では、高齢者の暮らしやすさの確保が必要となります。 次に最後の四角内です。 市街化区域人口が市全体の 93.4%を占め、人口密度が県内都市の中でも高く、コンパクトな市街地が形成されている点、特に鉄道駅周辺や矢田川南側の市街地で人口集積が高い状況にあることから、課題は、現在のコンパクトな市街地規模の維持、生活サービスやコミュニティ、公共交通を持続的に確保するため、市街化区域人口密度の維持が必要となります。 次に 2 の「生活利便性」についてです。 本市の特徴の欄、ひとつめの四角内です。 商業施設、医療施設、福祉、子育てといった日常生活に密接に関連する生活利便施設の徒歩圏が概ね市街地をカバーしており、日常生活に便利な市街地が形成されている点、これまでのまちづくりの評価では、「日常的な買い物のしやすさ」の満足度の平均が最も高く、重要度の平均は 2 番目に高いことから、課題は、日常生活に密接に関連する生活利便施設の維持・充実、生活利便施設へのアクセスのしやすさが必要となります。 次にその下の四角内です。 都市計画道路の幹線道路の整備率は約 70%と着実に整備が進んでおり、都市計画道路名古屋瀬戸線においても、拡幅整備を行っている点、土地区画整理事業等の面整備地区では、地区外からの通過交通等により、交通量の増加や走行速度の速い車両の流入が見られる点、既成市街地では、不整形な道路や道路網、道路幅員が狭い等、安全面、防災面での不安が残る地区が存在することから、課題は、生活道路への通過交通の流入や速度抑制、生活道路の適切な維持・更新に加え、狭あい道路の整備改善が必要となります。 次にその下の四角内です。 土地区画整理事業に伴って都市公園が整備されてきたことから、施設の老朽化が進んでいる点、都市公園は、合計 67 箇所で開催されているが、既成市街地の一部に、身近な公園が整備されていない地域が見られる点、これまでのまちづくりの評価では、「住まいの周辺の公園」の満足度の平均が高いことから、課題は、老朽化が進む公園については、市民のニーズや使い方を踏まえ、適切な維持・更新、身近な公園が整備されていない地域の解消が必要となります。 次にその下の四角内です。 公共下水道は、霞ヶ丘町の一部を除き、おおむね整備が進んでい
--	--

る点、土地区画整理事業に伴って下水道施設が整備されてきたことから、今後は施設の老朽化が進むことが想定される点、このことから、課題は、下水道施設の継続的な整備と老朽化する既存施設の適切な維持・更新が必要となります。

次に最後の四角内です。

市内で運行する名鉄瀬戸線や、名鉄バス、名古屋市営バス、尾張旭市営バスあさび一号等の公共交通サービス圏は、市街地のほぼ全域をカバーしている点、市民アンケートでは、おおむね10～20年後の地域の将来について、「誰もが移動しやすいまち」の回答数が最も多いことから、課題は、市民の移動を支える公共交通ネットワークの維持・充実が必要となります。

次に3の「安全安心」についてです。

本市の特徴の欄、ひとつめの四角内です。

南海トラフ地震の想定では、県内の8割以上の自治体が最大震度6強～7であるなか、市南部の一部に本市の最大震度6弱の地域があるものの、多くの地域は概ね5強程度となっている点、南海トラフ地震による津波の想定はない点、新耐震設計基準導入前の家屋が比較的多く分布するのは、三郷駅から尾張旭駅周辺にかけての古くから形成された既成市街地や、矢田川南側の市街地にみられることから、課題は、南海トラフ地震をはじめとする地震発生時の被害を軽減するために、公共施設や民間建築物の耐震化や機能更新、住宅密度の高い既成市街地では、大規模火災等の災害時における消防や救援のための活動空間の確保が必要となります。

次に最後の四角内です。

矢田川沿いの低地部では、一部の区域で最大浸水深が1.0～3.0mに達すると想定される地区がある点、矢田川南部の一部の地域で内水氾濫が想定されているが、市内のほとんどの地域では内水氾濫の危険性は低くなっている点、瀬戸街道や主要な幹線道路の一部に浸水・冠水する区域があることから、課題は、想定される矢田川からの洪水に対する防災・減災対策、想定される内水氾濫のリスクを低減する排水対策が必要となります。

次に4の「みどり・自然環境」についてです。

本市の特徴の欄、ひとつめの四角内です。

北部の丘陵地帯にはまとまった緑地帯が広がり、南部の低地には、まとまった農地が広がるとともに、矢田川が東西に流れており、豊かな自然環境を有している点、緑被率は、宅地開発に伴い主に市街化区域で減少している点、これまでのまちづくりの評価では、「休日に家族で遊べる大規模な公園や緑地」や「道路空間や公共施設の緑化」の満足度が高い点、地域の魅力や愛着、誇りに感じることとして、「森林公園」や「城山公園」、「豊かな自然や農地、ため池などの水辺環境」等のみどりや自然環境に関する回答が多いことから、課題は、まとまりのある緑地を今後も保全すること、民有地の緑化の促進や街路樹の維持更新、市街地内の緑地保全を図ることが必要となります。

	次に最後の四角内です。 矢田川の河川敷には散歩道が整備され、市民が水と親しめる空間が形成されている点、北部の丘陵地帯には森林公園が整備され、市内外から多くの利用者が訪れている点、北部丘陵地のあり方は「やすらぎや憩いの場として活用」が30.3%と最も高く、次いで「現状の自然環境を保全」が26.5%となっていることから、課題は、みどりや水辺と親しむことができる自然資源の保全や活用・機能充実を図ることが必要となります。 最後に5の「にぎわい・活力」についてです 本市の特徴の欄、ひとつめの四角内です。 愛知県森林公園は自然レクリエーションの拠点として、市内外の多くの人に親しまれる空間となっている点、主要地方道名古屋瀬戸線、国道363号沿道等の主要な幹線道路沿道に商業機能が分布している点、市内鉄道駅で最も利用者数が多い三郷駅周辺は商業地域に指定されているものの住宅用地として利用されている傾向にあり、商業集積が進んでいない点、小売吸引力は0.85と1を下回っていることから、市外に購買力が流出している点、小売業の年間商品販売額、従業者数、商店数、売り場面積とも減少傾向にある点、「暮らしの質」をより高めるために必要と思われる項目のうち、鉄道駅がある小学校区では「駅周辺での商業施設の確保」の割合が高くなっている点、生活していて嫌だと思える事は「素敵な店が少ない・好きな店がない」、「働く場所が少ない」、「まちに活気がない」という項目が上位となっていることから、課題は、市内に広く分布する公園等のオープンスペースを活用し、人の交流や滞在によるまちなかのにぎわい創出、鉄道駅周辺において商業や飲食、医療福祉、教育、娯楽業等の生活サービス産業の集積を高め地域活力の向上を図ること、主要な幹線道路沿線に立地する商業機能を維持し、地域の生活利便性を確保すること、駅周辺や主要な幹線道路への魅力ある店舗の立地により、市内での購買を促進し、経済循環を図ることが必要となります。 次に最後の四角内です。 本市から名古屋市に通勤する傾向が顕著であり、昼夜間人口比率は県内の中でも下から6番目となっており、市民の働く場が市外にある点、製造業の製造品出荷額等、従業者数、事業所数ともに、長期的にみると減少傾向にある点、これまでのまちづくりの評価では「雇用につながる企業の誘致」の満足度が低くなっていることから、課題は、働く場となる企業の誘致、都市活力を向上する工業集積を図ることが必要となります。 以上が、尾張旭市の特徴とまちづくりの課題です。 なお、最終ページの「課題のまとめ」については、これまで御説明した課題を一覧にまとめたものです。 説明は以上でございます。
事務局 (都市計画課係長)	一点、補足説明があります。資料1の4ページ、策定体制についてです。

	策定にあたりまして、策定検討会議や庁内策定部会にて、策定作業を進めているところです。 皆様、都市計画審議会につきましては、冒頭、市長から話がありましたとおり、都市計画に関する事項について、調査・審議を行っていただくことが目的となっております。 都市計画マスタープランは、最終的には、市長が都市計画審議会に対し、計画案について諮問を行い、審議会から答申をいただく予定となっております。 諮問は、令和7年度の後半に行いますが、そこに至るまで、本日の会議のように、策定状況を適宜、御報告させていただきます。 また本日は、8月7日に開催された第1回目の策定検討会議で検討された内容を、都市計画審議会の皆様にも共有、御報告させていただきました。 補足説明は以上となります。
議 長	かなり長い説明でしたが内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。
谷 口 委 員	資料2「市民アンケートの実施結果について」ですが、第六次総合計画を策定する際には、中学生や、10代、20代の意見も取り入れるということで、アンケート調査を実施していたと記憶しています。 今回の都市計画マスタープラン策定に係るアンケート調査では、3,000人を対象とし、回答者数は1,041人ということで、回答者の年齢区分を見ると10代、20代の回答率が少し低いように感じます。今回のアンケート調査の回答率としては、信憑性があるものなのか、お伺いします。
事 務 局 (都市計画課係長)	今回の都市計画マスタープラン策定に係るアンケート調査では、16歳以上の市民3,000人を対象としておりまして、前回の都市計画マスタープラン策定時と同様の条件で実施しております。 また、回答者数が1,041人で、回答率が34.7%ということになります。 アンケート調査の精度の目安を表すものとして標本誤差という数値があります。1,000件近くアンケート結果を回収できた場合、一般的には、この数値が5%以下に収まっている場合は、精度が高い、信憑性があると判断されます。 本日の資料に表記はありませんが、標本誤差は3%となっていますので、信憑性がある結果となっております。第六次総合計画策定時のアンケート調査と同様に、参考になるものと判断しております。
谷 口 委 員	ありがとうございます。

議 長	都市計画マスタープランの策定にあたって、市民が住み続けたいと思えることが非常に重要な指針です。転入された方が住み続けたいと思うのと、そこで生まれ育った方が、子育てをし、住み続けたいと思うのとでは、だいぶ意味が違うと考えています。まちづくりとしては、自分が生まれたまちで将来を過ごしたいと思えるまちにしていきたいというのが、目標と考えています。 アンケート実施結果からは、将来住み続けたい理由等までは、分からないですが、実際は人口の分析からどのくらいの方が生まれたまちで暮らしているのか知りたいなと思いました。 また、私もアンケート調査の回答率も少ないなと思ったことと、前回の都市計画マスタープラン策定時のアンケート調査と同様の条件であるとのことですが、もう少しアンケート実施結果の精度を上げていく工夫ができるのではないかと思います。 他に御意見や御質問はありますか。
菅 井 委 員	将来予測の精度の話というのは、難しいです。昨今の人口減少、少子高齢化の問題は、予測できていた話です。一方で、最近の食料品や生活必需品の高騰については、予測できなかった事態と捉えられます。原油の枯渇によるエネルギー不足については、太陽光等の自然エネルギーでカバーできる部分はありますが、100%ではありません。食料の安全保障、エネルギーの安全保障は全国共通の問題です。それらを意識せずに、将来予測をすると、全然予測していなかった事態が、後になって出てくる可能性があります。 30年経つと、様々なことが顕著になってきますし、そうでもなかったことが出てきます。この30年の中で、まず初めの5年に何をするか、次の5年は何をするか、そして、さらに10年先に変化が見えた時に、対応ができるようにしておくという考え方が非常に重要であると思います。 その点について、都市計画マスタープランの方向性が間違っているわけではありませんが、ある程度の柔軟性が保たれるような形をとっておくことが重要であると思います。 例えば、私が専門としている地震の話ですと、南海トラフ巨大地震の震度予想をしています、このとおりに起きるわけではありません。もっと被害が出る場合もありますし、被害が出ない場合もあります。将来予測を決め打ちすると、もっと被害が出るのです。この近辺では、高浜猿投断層を無視して良いわけではありません。 南海トラフ巨大地震に注視している間に、石川県で大きな地震がありました。柔軟性がある対応を念頭に置かなければならないのです。 ある程度、割り切らないと当面の施策は出せないことも分かりますし、事務局は相当考えて資料を作っていると思います。アンケート実施結果については、精度が高い、それはそのとおりだと思う一方で、将来予測については、必ずしも予測通りに進むわけではないので、柔軟性を意識したほうが良いです。最初なので、そこだけお伝えします。

議 長	ありがとうございます。 都市計画マスタープランの策定にあたって、必ずしも前回と同じである必要はないと思います。 新たな状況に対応していくことと、変えてはいけないものが何かについて、意識する必要があります。 先ほど防災の話も出ましたが、今回の資料を見ると安心をさせるように見えてしまいます。災害リスクがないということを見せているのではなく、どの規模の地震が起きても、災害が起きてから、水道の出ない間に、どういう被害が出て、どういう影響があるのか、それをどうやって最良のものにしていくかということが重要です。 今年度から始まった第六次総合計画が、個人の幸福度に焦点を当てていることから、市民の皆さんがどんな気持ちで日々過ごしていくのか、その辺りも意識しながら柔軟な計画を策定できればと思います。 それでは本日は、報告事項のみとなりますので、会議次第の6「その他」に移らせていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (都市計画課長)	それでは次回の審議会予定について説明させていただきます。 次回の審議会は、令和7年3月を予定しております。 ただいま配布しました「令和7年第1回都市計画審議会日程調整表」にて、開催日時を調整させていただきますので、9月13日を目途に返信用封筒で御返送くださいますようお願いいたします。 その他事項としては、以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 それでは、これをもちまして、令和6年第2回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。 皆様、大変お疲れ様でした。